

長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行に関し、必要な事項を定める。

(事業計画の届出)

第2条 条例第6条第1項の規定による届出は、長柄町太陽光発電設備設置事業計画届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第4条第4号の規定による説明の結果を記載した説明結果報告書(様式第2号)
- (2) 工事工程表
- (3) 設置区域位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (4) 設置区域の現況図(縮尺500分の1以上)
- (5) 設置事業計画図(縮尺500分の1以上)
- (6) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の規定による変更又は中止の届出は、長柄町太陽光発電設備設置事業計画(変更・中止)届出書(様式第3号)に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

(自粛の要請及び検討結果の報告)

第3条 条例第7条第1項の規定による自粛の要請は、長柄町太陽光発電設備設置事業自粛要請書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による報告は、設置事業を行おうとする日の前日までに長柄町自粛区域における太陽光発電設備設置事業検討結果報告書(様式第5号)により行うものとする。

(発電設備の管理者に係る情報)

第4条 条例第8条第4号の規則で定める情報は、電力受給契約を締結する事業者にあつては経済産業省の定めるところによるものとし、電力受給契約を締結しない事業者にあつては発電設備の管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号とする。

(指導、助言又は勧告)

第5条 条例第9条第1項の規定による指導又は助言は、長柄町太陽光発電設備に関する指導・助言通知書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による報告は、長柄町太陽光発電設備に関する指導・助言対応報告書（様式第7号）により行うものとする。
- 3 条例第10条第1項の規定による勧告は、長柄町太陽光発電設備に関する勧告書（様式第8号）により行うものとする。

（公表）

第6条 条例第10条第2項の規定による公表は、町ホームページに掲載して行うものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。